

平成28年皆野町農業委員会第8回定例総会議事録

1. 開催期日 平成28年 8月24日(水)
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 2時
4. 閉議時刻 午後 2時40分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 四方田 忠 則
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：12人・欠席者：2人

推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	浅見 寿太郎	欠席	11	四方田 忠 則	出席
2	葦原 義人	出席	12	久保 明弘	欠席
3	吉岡 徳夫	出席	13	長島 徳治	出席
4	大村 茂	出席	14	門平 喜良	出席
5	門平 眞一	出席	皆野	田島 武正	出席
6	高橋 健一	出席	国神	土屋 貞夫	出席
7	若林 治	出席	金沢	田中 輝雄	出席
8	黒沢 文作	出席	日野沢	高橋 清勝	出席
9	齊藤 三恵子	出席	三沢	扇原 久栄	出席
10	山口 明	出席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

5件

議案第2号 買受適格証明願いについて

1件

議案第3号 非農地判定について

(農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断)

1件

8. 事務局 宮原宏一、神田浩典

9. 会議の概要

四方田会長
あいさつ

皆さんこんにちは。台風がここに来て、小さいながらもだいぶ関東に近いところを通過して、今回は埼玉に上陸しないでほっとした次第でございます。台風の中心の東側が風が強いということで、被害を受けやすいということがありますが、皆野町は西側に入ったので、ほぼ雨だけで済んだというふうに思っております。また、しかしながら、台風10号が南の方でうろちょろしているようでございます。これもまだ、どちらに行こうか迷っているような状況で、気圧配置等でいくと、また関東に来るかもしれないという読みもあるようでございます。

そんな中でございますが、いずれにいたしましても北海道は3つの台風が上陸して、大変な被害を受けているようでございまして、今も課長さんと話しをしましたら、どうも北海道はじゃがいもがどうなのかなあとということで、心配する形もあるようでございます。種がないような状況であるならば、地種でもと思いますが、今年は地種が非常に不作で種になるのがあるのかという状況でございます。いつもなら余ってしょうがないのですが、今年は非常にそんな中で、いろいろ心配もあるわけでございますが、いずれにいたしましても、台風の中心が来ないで済んだのが何よりでございます。

今日は第8回の定例総会ということで、2人欠席になってしまったのですが、本当に皆さんにはお忙しい中にも関わらず、大勢の方に出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは今日は慎重にご審議いただきまして、議事の進行がスムーズにいきますことを心からお願い申し上げ、一言あいさつに代えさせていただきます。よろしくお願い致します。

事務局

ありがとうございます。それではさっそくでございますが、議案に入りたいと思います。議長を四方田会長にお願いします。

四方田議長

それでは、さっそく議事に入りたいと思います。

ただいまの出席委員数は17名です。定足数に達しておりますので、これより平成28年皆野町農業委員会第8回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

なお、本日の会議に欠席の届出は、1番浅見寿太郎委員と、12番久保明弘委員の2名でございます。

次に議事録署名人に

10番 山口 明 委員

13番 長島 徳治 委員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

四方田議長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に

10番 山口 明 委員

13番 長島 徳治 委員にお願い致します。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について5件を議題と致します。

第1号について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読説明)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に対象農地の状況について説明を求めます。

田島推進委員

はい、先日事務局と齊藤さんと私の3人で、現地を確認してまいりましたので、説明致します。

2ページの案内図をご覧ください。

中央の交差点、右側から〇〇〇から来る道路です。左に下がっていきますと、〇〇〇を通過して、〇〇、〇〇方面になります。

この交差点から手前の道路を150mくらい〇神社の方へ進んで来たところ、右側に申請地があります。

3ページの公図をご覧ください。〇〇〇-〇、〇〇〇-〇は住宅が建っておりまして、南側の〇〇〇-〇は、〇〇〇〇〇〇〇〇の駐車場になっております。この太枠で囲ってあるところに倉庫が建っているわけでございますけれども、境界いっぱいコンクリートが打ってありまして、いつ倉庫が建ったのかもわかりませんが、恐らく39年前からのことですので、今となつてはやむを得ないことだと思いますので、よろしくご審議のほどお願い致します。以上です。

四方田議長	はい。農業委員として地区担当の齊藤三恵子委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。
齊藤委員	別にございませぬ。田島さんの言う通り、このような現状でありました。
四方田議長	はい、ご苦労様でした。これより、本件に対する質疑を行います。
出席委員	(なしの声あり)
四方田議長	質疑はございませぬので、これから採決を致します。 本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。
	(委員の挙手)
四方田議長	挙手委員が多数と認めます。 よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。 続いて第2号について審議します。 事務局に議案の朗読をさせます。事務局。
事務局	(事務局朗読説明)
四方田議長	農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の田島武正委員に対象農地の状況について説明を求めます。
田島推進委員	はい。先日、事務局と門平さんと私の3人で、現地の確認に行って参りました。 番号2について、説明を致します。6ページの案内図をご覧ください。 〇〇橋の信号を〇〇方面に向かい、上り坂の中程に〇〇〇の看板が建っていますけれども、その看板から左に下っていく道があります。その道を下ると、さらにまた上り坂になるのですが、登りきると〇〇〇さんの〇〇〇〇があります。そこを左に150mくらい行ったところに申請地があります。 7ページの公図がございませぬ。〇〇〇番地の〇に〇〇〇〇の住宅があります。 〇〇〇〇番地〇は、以前住んでいたところの跡地で、まだ壊してい

ない状態で建っておりました。

申請地は、梅の老木と栗の木が数本ありまして、その他は除草されておりました。

この土地の周辺の農地に対する問題はありませんので、特に問題はないと見て参りましたので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

以上です。

四方田議長

はい。ご苦労様でした。

農業委員として、地区担当の14番、門平喜良委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

門平委員

はい。地区担当14番の門平でございます。

先日、事務局と田島推進委員、3人で申請地の確認を致しました。

説明につきましては、田島推進委員の説明の通りでございます。特に私の方から申し上げることはございません。

審議の程、よろしくお願い申し上げます。

四方田議長

はい。ご苦労様でした。

これより、本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決を致します。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

(委員の挙手)

四方田議長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定致しました。

続いて第3号について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読説明)

四方田議長

はい。農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正

四方田議長

はい。挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定致しました。

続いて、第4号について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。事務局。

事務局

(事務局朗読説明)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に対象農地の状況について説明を求めます。

田島推進委員

はい。先日、事務局と齊藤委員と私で、現地を確認して参りましたので、説明致します。

番号4について説明致します。2ページの案内図をご覧ください。

交差点のところに、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇がございませけれども、この〇〇〇〇〇を過ぎてすぐに、右上に、細い道を上っていく道があるのですが、そこから約200m入っていったところが申請地となります。

16ページの公図をご覧ください。

この申請地はフェンスで囲まれておりまして、当日は現地の確認ができなかったのですが、申請者が留守の為に、次の日、申請者がいましたので、再度行って現地を確認して参りました。

西の方は全てくず葉で囲まれた荒地となっております。

そして、他の北側から東、南にかけて、全て住宅地になっておりまして、ここはなぜフェンスにしてあるのかと聞いたら、以前に〇〇をしていたそうです。その後、申請者も高齢になってきて、耕作もなかなか大変になってきたそうなので、畑も全部いじりきることができないので、とにかく、家を建てたいということで、言っておりました。

以上ですが、ご審議お願い致します。

四方田議長

はい。農業委員として、地区担当の9番、齊藤三恵子委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

齊藤委員

私の農地調査の区域に入っているのですが、最初見た時に、すっかり塀に囲まれていて、中を見ることもできないし、入ることもできなくて、当日も3人で行って、ただちょっと覗いただけで終わってし

まったんですけど。

事務局

次の日に行かせていただきました。すみません。

齊藤委員

そうですか。私の方は、その時の状態でしかわからなかったのですが、そういうことで。はい。すみません。

四方田議長

ご苦労様でした。これより、本件に対する質疑を行います。

質疑がございませんので、これより採決を致します。

本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

(委員の挙手)

四方田議長

はい。挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して知事あて進達することに決定致しました。

次に第5号について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。事務局。

事務局

(事務局朗読説明)

四方田議長

はい。農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に対象農地の状況について説明を求めます。

田島推進委員

はい。先日、事務局と吉岡委員と私の3人で、現地の確認に行って参りましたので、説明致します。

番号5について、説明致します。

19ページの案内図をご覧ください。

案内図の上部に信号機がありますけれども、これは手押しです。上の道路が〇〇さんから来る道路です。左に行くと、〇神社、下に行くと〇〇方面、右に上がって行くと〇〇〇〇〇号線に行きます。

この信号機から20mくらい入ったところにあるのが、申請地になります。

20ページの公図をご覧ください。

周囲は全て住宅が建っておりまして、南側が〇〇〇〇〇の駐車場に

なっております。

周囲がとにかくこのように住宅が建っておりまして、農地として利用できる場所ではすでになくなっておりますし、宅地造成、分譲ということでもありますので、特に問題ないと思っておりますので、ご審議のほどお願い致します。

四方田議長

はい。ご苦労様でした。

農業委員として、地区担当の3番、吉岡徳夫委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

吉岡委員

はい。ただいま田島推進委員が、ご説明した通りですけれども、私も地元の人間として、もう少し詳しく説明をしますと、ここは〇〇〇〇さんの住宅と、〇〇〇〇〇、さらに南側が、バスの車庫になっていて、周りじゅう囲まれて、挟まれていたところで、〇〇さんが、この土地に倉庫みたいな物置が置いてあったんですけれども、それを撤去して更地になっておりました。

ですから、従来からもう農地として耕作してないんですけれども、今回、〇〇〇〇〇が、お買いになって住宅にしたいと申請がありましたので、このようなことになったと思います。

まあ、宅地にはすこぶる好条件でありますので、どうかご審議のほどお願い申し上げます。

四方田議長

はい。ご苦労様でした。

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決を致します。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

(委員の挙手)

四方田議長

はい。挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

次に、議案第2号。農地の競売に係る買受適格証明願いに対する判

断について1件を議題と致します。

事務局に議案の朗読と説明をさせます。事務局。

事務局

(事務局朗読説明)

四方田議長

農地利用最適化推進委員として、国神区域担当の、土屋貞夫委員に
対象農地の説明を求めます。

土屋推進委員

はい。国神区域担当の推進委員、土屋です。

議案2号の申請農地の状況について説明致します。

17日に浅見さんと事務局と現地を見て参りました。

23ページの地図を見ていただきますと、〇〇〇〇〇号線に〇〇〇〇
〇〇がございますが、その道路の合向かいに、今、〇〇として建って
おりますが、先ほど説明があったように、駐車場にするということ
であります。

買受適格証明とは、先ほどいろいろ説明があった通りであります
が、特に問題ないかと思えます。

四方田議長

はい。説明終わります。

農業委員として地区担当の1番浅見寿太郎委員も同行されてお
りましたが、欠席でございますので、事務局、補足説明することはご
ざいますか。

事務局

はい。特に補足することはありません。推進委員さんの説明の通り
ですので、ご審議お願い致します。

四方田議長

はい。これより、本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

四方田議長

質疑がございませんので、これより採決致します。

本件は、申請者が競売物件を取得し、農地法第5条申請を行った場
合には、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする
委員は挙手をお願いします。

(委員の挙手)

四方田議長

はい。挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定致しました。

ただし、後に同一申請者から申請がなされた場合、証明書交付時と事情が変わっていない場合は、同一意見で県に進達して、差支えない旨の付帯条件をつけさせていただきます。

次に議案第3号、農地法第2条第1項の「農地に該当するか否か」の判断についてを議題と致します。

事務局に議案の朗読と説明をさせます。事務局。

事務局

(事務局朗読説明)

四方田議長

はい。説明を終わります。

事務局の説明のとおり、申出のあった土地について、農地か非農地かについて判断をします。

判定資料として配布された資料を参考に、農地利用最適化推進委員として、三沢区域担当の、扇原久栄委員に対象農地の状況について説明を求めます。

扇原推進委員

はい。それでは説明をさせていただきます。この案件については、先にここで審議をいただいている土地でございます。その後、農地に該当するかどうかということで再度上がってきた場所でございます。

案内図をご覧くださいと、前回説明させていただきましたとおり、〇〇〇〇線、〇〇〇の〇〇の中にあるところでございます。

〇〇神社からおおよそ400m行ったところにあります。

〇〇〇に向かって行って左側ですけれども、その土地についてまたこういった形で申出が出ておりますので、資料ナンバーの2の1をご覧ください。

これが、〇〇の〇〇〇〇番〇の写真でございます。

それから、資料ナンバー2の2でございますけれども、これが、〇〇〇〇〇番〇の現況の写真となっております。

この2つを見ていただくとわかりますけれども、急斜面で、2の2については、立木等も大きくなっておりまして、チエンソウでないと切れない状況になっております。

こういった状況の中から、これは非農地として判定していいのではないかと、農業委員の長島さん、事務局とも話したものでございますけれども、皆さんにお伺いをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご審議をお願い致します。以上です。

四方田議長

ご苦労様でございました。農業委員として、地区担当13番長島徳治委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

長島委員

13番長島でございます。際立った補足はありませんが、2度にわたり現地に入ってみましたところ、当時はまあ、〇が悠々と歩き回った場所になるわけですが、写真よりも思いのほか、傾斜も強く、今、扇原推進委員が申し上げましたとおり、直径70cm等の椽、檜、アカシア等が立ってまして、とても農地というものからはかけ離れた土地として見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

四方田議長

ただいま説明いただきましたが、農地か非農地かについて、判断はいかがでしょうか。

本件は非農地と判断することに決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

四方田議長

ご異議ないものと認めます。

よって、本件は先ほどの審議のとおり、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、非農地と決定し、対象者に非農地通知書を、関係機関に一覧表を送付します。

以上で、審議いただく議案はすべて終了致しました。

ありがとうございました。